

福井市監査告示第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和2年2月21日

福井市監査委員	谷	川	秀	男
福井市監査委員	滝	波	秀	樹
福井市監査委員	伊	藤	洋	一
福井市監査委員	水	島	秀	晃

1 監査種別

定期監査

2 監査対象

(1) 商工労働部

商工振興課（企業立地推進室）

観光文化局

美術館

しごと支援課、公営競技事務所

(2) 農林水産部

農政企画課、農村整備課、園芸センター

3 監査範囲

平成30年度及び令和元年度（平成31年4月から令和元年9月末まで）執行の財務事務

4 監査実施期間

令和元年11月5日から令和2年1月31日まで

5 監査結果

今回の監査は、執行された事務が関係法令に基づいて適正に処理さ

れているかについて実施した。その結果、監査の対象とした事務は、おおむね適正に執行されていると認めた。ただし、指摘事項として掲げた事項については、改善の必要があると認めたので、速やかに是正措置をとられたい。また、検討が望まれる事項については、意見を提出する。

(指摘事項)

災害により建物等に損害が生じた場合は、福井市財務会計規則第224条に基づき建物被災等事故発生報告書を作成した上で、市長等に対し報告が必要となるが、実際はなされていなかった。また、保険対象になるにもかかわらず、全国市有物件災害共済会に請求していなかった。

財産管理や財務の観点から、今後は災害により建物等に損害が生じた場合は、建物被災等事故発生報告書により報告した上で、保険対象となる場合には漏らさず請求されたい。また、確認体制の強化に取り組まれたい。

【商工労働部観光文化局美術館】

(意見)

まちづくり福井株式会社運営負担金について、協定書や要綱等は存在せず、執行伺等にも負担する理由・根拠の記載がないなど、書類上、支払根拠が不明確のまま負担していた。また、会社設立時に、職員の人件費や会社事務所に関する経費を市が負担する旨の口頭での約束がしてあり、それを毎年予算額で支出してきたが、精算はされていなかった。

市民への説明責任を果たせるように、まちづくり福井株式会社に対して負担金を支出する根拠や枠組みを明確に規定する必要がある

。また、負担額が適当であることを確認するために必要な場合は精算するなど適切な事務処理をされたい。

【商工労働部商工振興課（企業立地推進室）】